

2021年1月15日

学生会館委員会

新型コロナウイルス感染症への対応

はじめに

この度、学生会館委員会は新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、再開していた学生会館・キャンパスプラザのサービスを一部停止することといたしました。

1月中に関しては、

(1)館内での活動は物品の搬出入のみ

(2)開館時間は10時から17時に短縮

といたします。また、

(3)一部の日程で終日閉館

となる可能性があるとして、広報しておりました。

今回の決定の理由は以下のとおりです。

(1)館内での活動について

1月7日に東京大学副学長から新型コロナウイルス感染拡大防止のため課外活動を原則禁止とする声明が発表されました。これを受けて、1月8日に教養学部より、1月11日以降は原則「物品の取り出し」に限った施設の運用のみにするよう要請されました。当委員会といたしましても、東京都をはじめ全国的に大きく新型コロナウイルス感染者数が増加し、緊急事態宣言が発令されるほどの状況であることから、教養学部の要請は妥当であると判断し、これを受け入れることといたしました。

(2)開館時間について

新型コロナウイルス感染症の拡大している状況において、運営委員の中で公共交通機関が混雑する時間に帰宅することについて不安視する意見がありました。

そこで、人員が確保できる時間帯を検討した結果、10時から17時までであれば開館することが可能であると判断し、通常時と比べ短縮した開館時間とすることといたしました。

(3)開館日程について

緊急事態宣言の発令を受けて、改めて窓口業務を担当する運営委員の意思を確認いたしま

したところ、複数の委員から、外出自粛が求められる中での業務に対する不安の声が上がり
ました。

学生会館委員会としても、運営委員に対して業務に従事することを強制はできないと考
えております。一部の日程で人員が確保されなかった場合、終日閉館となる可能性があるとし
て広報を行いました。人員募集を行った結果、1月中に関しましては、10時から17時
までの開館とすることで全ての日程で開館できることになりましたが、今後も状況次第では閉
館となる可能性があること、ご了承ください。

以上のことから、学生会館・キャンパスプラザの開館・サービスを縮小せざるを得ないと
判断をいたしました。今回の対応に関しましては、政府の基本的対処方針、大学・学部によ
る課外活動自粛要請、他の自治団体の意向を考慮の上、決定を行いました。2-3月は卒業や
新歓活動の重要な時期であり、それに向けてのこの時期の閉館は当委員会としても大変心
苦しく思いますが、可能な限りのサービスを提供し、学生の皆様の意見に耳を傾けて運営を
行ってまいります。